

令和 8 年度 診療放射線技師（育児休業取得代替 会計年度任用職員）
職員募集のお知らせ

職 種	診療放射線技師（免許取得者）（育児休業取得代替）
業 務 内 容	放射線診断科における一般撮影、病棟ポータブル撮影等
資 格	診療放射線技師の資格を有する方
勤 務 時 間	週 5 日（週 38 時間 45 分） 月～金曜日 8：30～17：15（休憩 60 分）
任 用 期 間	令和 9 年 3 月 3 1 日まで ※勤務状況により次年度以降、再度の任用有 <u>※職員の取得する育児休業等の期間が変更となった場合、任用期間が短縮又は延長 となる可能性があります。</u>
試 用 期 間	原則として 1 か月
所定外労働の 有 無	所定外労働は原則ありません。ただし、業務のため臨時または緊急に必要な場合 においては、所定外労働があります。
待 遇	月額 301,368 円（週 38 時間 45 分勤務の場合） 通勤費相当額：月額 150,000 円を上限とした認定額（2km 未満不支給） 有給休暇：5 日 健康保険、介護保険（40 歳以上の方に限る）、厚生年金、雇用保険、労災保険あり ※月額は地域手当を含みます。 ※時間外勤務手当、期末手当など条例・規程に定める支給条件に応じて支給される ことがあります。
申 込 方 法	庶務課 採用担当まで電話もしくはメールにてお問合せください。 なお、メールにてお問合せの際は、次の項目を記載し、送付してください。 【氏名・性別・連絡先・住所・希望する職種】 川崎市立川崎病院 電話：044－233－5521（代表） メールアドレス：(83kawent@city.kawasaki.jp) お問合せの後、履歴書(写真貼付)、資格免許の写しをお送りください。 書類選考後、面接の有無について通知します。
応 募 要 件	診療放射線技師の資格を有する方 地方公務員法第 16 条に定める次の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法 律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によること とされる者を含む。）でないこと 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの者 2 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力 で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者